

このたびの地震により、被災された皆様に
心からお見舞い申し上げます

損害保険に関する相談窓口のお知らせ

損害保険各社では、地震保険をご契約されている建物または家財について損害を調査し、
一定以上の損害が発生している場合には保険金をお支払いいたします。

また、災害救助法が適用された地域の災害で被害を受けられた皆さまには、各種損害保険の継続契約の手続きや
保険料の払込を猶予する場合があります。詳しくは、ご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせください。

損害保険会社名	電話番号
あいおいニッセイ同和損保 ※1	通話料 無料 0120-985-024 通話料 無料 0120-101-101
アイペット損保	通話料 無料 0800-919-1525
アクサ損保 ※2	☎0120-699-644 ☎0120-193-877
朝日火災 ※3	☎0120-120-555
アニコム損保 ※4	通話料 無料 0800-888-8256
イーデザイン損保 ※5	☎0120-097-045 ☎0120-098-040
エイチ・エス損保 ※6	通話料 無料 0800-100-5503 通話料 無料 0120-937-836
SBI損保 ※7	通話料 無料 0800-2222-581 通話料 無料 0800-8888-838
au損保 ※8	通話料 無料 0800-700-0600
共栄火災 ※9	通話料 無料 0120-044077 通話料 無料 0120-044787
ジェイアイ ※10	☎0120-399-061
セコム損害保険 ※11	☎0120-210-545 ☎0120-333-962
セゾン自動車火災 ※12	通話料 無料 0120-251-024 通話料 無料 0120-281-389
ソニー損保 ※13	☎0120-715-155 ☎0120-474-505
損保ジャパン日本興亜 ※14	通話料 無料 0120-727-110 通話料 無料 0120-888-089
そんぽ24 ※15	通話料 無料 0120-119-007 通話料 無料 0120-919-200

- ※1 上段:事故受付(24時間365日)、下段:契約関係(平日9時～19時、土日祝9時～17時)
- ※2 上段:事故受付・被害相談(24時間365日)、下段:契約関連(平日9時～20時、土日祝9時～17時)
- ※3 「朝日火災あんしんダイヤル」24時間365日(携帯電話・PHSからも利用可)
- ※4 平日9時30分～17時30分、土日祝9時30分～15時30分
- ※5 上段:事故の相談(24時間365日)、
下段:契約関係(平日9時30分～20時、土日祝9時30分～18時)
- ※6 上段:事故受付(24時間365日)、下段:相談窓口(平日9時～17時)
- ※7 上段:事故受付(24時間365日)、下段:契約関係(9時～18時、土日祝含む)
- ※8 問合せ、相談:カスタマーセンター(9時～18時)
- ※9 上段:地震保険(建物・家財)や傷害保険等の事故受付(24時間365日)
下段:自動車保険の事故受付(24時間365日)
- ※10 事故受付(24時間365日)
- ※11 上段:事故受付(24時間365日)、下段:相談窓口(平日9時～12時、13時～18時)
- ※12 上段:事故受付(24時間365日)、下段:契約関係・相談等(9時～17時30分)
- ※13 上段:地震保険の事故受付(24時間365日)
下段:地震保険の契約に関する問合せ(平日9時～17時、土日祝を除く)
- ※14 上段:事故受付(24時間365日)、下段:事故以外(平日9時～20時、土日祝9時～17時)

損害保険会社名	電話番号
大同火災 ※16	☎0120-091-161
東京海上日動 ※17	☎0120-119-110 ☎0120-868-100
日新火災 ※18	通話料 無料 0120-25-7474
日立キャピタル損保 ※19	☎0120-777-640
富士火災 ※20	☎0120-220-557 ☎0120-228-386
三井住友海上 ※21	通話料 無料 0120-258-189 通話料 無料 0120-632-277
三井ダイレクト損保 ※22	通話料 無料 0120-258-312 通話料 無料 0120-312-645
明治安田損保 ※23	☎0120-550-346 ☎0120-255-400
エース保険 ※24	通話料 無料 0120-011-313
AIU ※25	☎0120-233-781
アメリカンホーム ※26	通話料 無料 0120-61-8955 通話料 無料 0120-886-801
アリアンツ火災海上	☎0120-958-041 ☎03-4588-7600
ゼネラリ ※27	☎0120-258-015
現代海上火災 ※28	☎0120-826-566
ニューインディア	☎0120-384-906
チューリッヒ ※29	☎0120-860-001 ☎0120-879-108

- ※15 上段:損害に関する問合せ(24時間365日)
下段:契約内容確認・手続きに関する問合せ(平日9時～20時、土日祝9時～17時)
- ※16 事故受付センター
- ※17 上段:地震による被害の連絡(24時間、土日祝含む)、下段:商品の問合せ(9時～20時、土日祝含む)
- ※18 地震による被害の連絡(24時間365日)
- ※19 事故受付(24時間365日)
- ※20 上段:事故関係(24時間365日)、下段:契約関係(平日9時～18時、土日祝9時～17時)
- ※21 上段:地震保険の事故関係(24時間受付)、
下段:契約に関する問合せ(平日9時～20時、土日祝9時～17時)
- ※22 上段:事故関係受付(24時間365日)、下段:契約関係(平日9時～22時、土日祝9時～18時)
- ※23 上段:事故の連絡(24時間365日)、下段:契約に関する相談(平日9時～17時、夜間休日は受付専用)
- ※24 事故受付(24時間365日)
- ※25 24時間対応
- ※26 上段:事故受付(24時間365日)、下段:家財保険に関する契約・相談窓口(9時～18時)
- ※27 事故連絡・相談専用コールサービス(24時間365日)
- ※28 9時～17時30分(土日祝除く)
- ※29 上段:自動車保険・バイク保険(24時間365日)、下段:傷害保険(24時間365日)

一般社団法人 日本損害保険協会 ☎0570-022808

※受付時間:平日午前9時15分～午後5時
※当面は、土・日・祝日も地震保険に関する相談をお受けいたします。

一般社団法人 外国損害保険協会 ☎03-5425-7850

※受付時間:平日午前9時～午後5時(土日祝を除く)

このたびの地震により、被災された皆様に
心からお見舞い申し上げます

平成28年熊本地震によって、被災された皆様へ
～知っておいていただきたい情報です～

このリーフレットには次の内容が記載されています。是非ご一読ください。

- ①地震保険で支払われる保険金
 - ②地震保険金の早期お支払いに向けた対応
 - ③猶予措置の取り扱い
 - ④その他の取扱い
- ◆損害保険に関する相談窓口のお知らせ

損害保険各社では、地震保険をご契約いただいている建物または家財について被害の
状況を確認し、迅速な保険金のお支払いに努めております。被害にあわれた方は、ご契約
の損害保険会社または損害保険代理店にご連絡ください。保険金請求の手続きについ
て、ご案内させていただきます。

詳しくは、本リーフレット記載の相談窓口一覧をご確認のうえ、ご契約の損害保険会社ま
たは損害保険代理店までお問い合わせください。

なお、ご契約いただいている損害保険会社をご不明な場合には、下記にご照会ください。

自然災害損保契約照会センター: 0570-001830
IP電話からは 03-6836-1003

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時(通話料有料)

※当面は、土・日・祝日も照会をお受けいたします。

※照会センターをご利用いただける方や照会対象契約には、一定の範囲があります。

地震保険など損害保険に関するご相談窓口

日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808 IP電話からは092-235-1761

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時(通話料有料)

※当面は、土・日・祝日も地震保険に関する相談をお受けいたします。

本リーフレットに記載された内容は、今後、取扱いが変更となる場合があります。

一般社団法人 日本損害保険協会

① 地震保険で支払われる保険金

■地震保険は、損害の程度を確認し、全損・半損・一部損に分けて、実際の修理費ではなく、ご契約の地震保険金額の一定割合を定額でお支払いする保険です。なお、地震の発生から3年間は保険金の請求が可能ですが、なるべく早めにご連絡くださいますようお願いいたします。
※地震保険の保険金請求には、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は不要です。

	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁などの主要構造部の損害額が建物の時価の50%以上の場合	家財の損害額が家財の時価の80%以上	地震保険金額の100% (時価が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上の場合		
半損	軸組・基礎・屋根・外壁などの主要構造部の損害額が建物の時価の20%以上50%未満の場合	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満	地震保険金額の50% (時価の50%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満の場合		
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁などの主要構造部の損害額が建物の時価の3%以上20%未満の場合	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満	地震保険金額の5% (時価の5%が限度)
	全損・半損・上記一部損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		

③ 猶予措置の取扱い

■このたびの地震により、被災された皆様に対し、お申し出に基づき各損害保険の継続契約の手続きや保険料払込の猶予などをさせていただきます。
また、自賠責保険についても国土交通省が決定した自動車検査証の有効期間の伸長に伴い、継続契約の手続きや保険料払込の猶予などをさせていただきます。

自賠責保険以外	継続契約手続き猶予 ^{※1}	2016年10月末日まで
	保険料払込猶予 ^{※2}	2016年10月末日まで
自賠責保険	継続契約手続き猶予 ^{※1}	車検の有効期間の伸長に合わせて1ヶ月(最長2016年5月15日まで) ^{※3}
	保険料払込猶予 ^{※2}	2016年10月末日まで

※1 ご加入いただいている保険について、継続手続きができない場合であっても、2016年10月末日までに継続手続きを行えば、満期日に遡ってご契約が成立したことといたしますのでご安心ください。
※2 ご加入いただいている保険については、所定の期日までの保険料払込みが間に合わない場合であっても、2016年10月末日までに払込みをいただければ結構です。ご安心ください。
※3 自動車検査証の有効期間の伸長措置が延長された場合は、継続契約手続き猶予期間を延長します。詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

② 地震保険金の早期お支払いに向けた対応

■損害状況申告(自己申告)方式の実施(注)

損害を被った木造建物(在来軸組工法・枠組壁工法)や家財の損害調査につきまして、各損害保険会社が迅速に保険金をお支払いするために必要と判断し、お客様にご承諾をいただいた場合には、従来の現場立会調査だけでなく、お客様の自己申告に基づく損害調査(書面による調査)を実施します。
(注)地震保険における損害調査は立会いによって行うことを原則としております。したがって、平成28年熊本地震においても、被災状況等一定の条件を満たし、迅速な立会が困難な件において、お客様のご承諾がいただける場合に限り、特例的にお客様の損害状況申告に基づく損害調査(書面による調査)を、各損害保険会社にて実施致します。また、損害状況申告に際しては、地震保険に対する一定のご理解を前提としてお客様自身に専用帳票に起票頂いたり、損傷箇所の写真撮影と印刷・添付の作業をお願いするなど相当程度のご負担をお願いすることとなるため、限定的に実施してまいります。

■地震保険金請求書類の取付省略

平成28年熊本地震により甚大な被害が発生している主に熊本県・大分県のお客様を対象にして、お客様による保険金請求書の作成・提出等が困難で、迅速な保険金支払いに支障が生じる等の一定の条件に合致する場合には、保険金請求書等の一部の地震保険金請求書類のご提出を省略するなどの取扱いを実施します。

※保険金ご請求手続き等の詳細は、地震保険を契約している損害保険会社にご連絡ください。

④ その他の取扱い

■地震保険以外(自動車保険、火災保険、傷害保険など)では、原則として地震による損害は補償の対象となりません(特約を付帯するなど地震による損害を補償する契約条件でご契約いただいている場合を除きます)。
なお、火災保険では、地震を原因とする火災によって建物・家財などに一定以上の損害が生じた場合には「地震火災費用保険金」が支払われる場合があります。

■地震により自動車や建物を滅失された場合や被保険者が亡くなられた場合などで、自動車保険、火災保険、傷害保険などのご契約を解約される際には、解約のお申し出日にかかわらず、すでに払込みいただいた保険料のうち、災害発生日以降の期間に対応する保険料を返還させていただきます。
なお、自動車保険を解約される際、所定の条件を満たす場合には、「中断証明書」を発行し、新たに自動車保険をご契約される際に、それまでの等級(割引率)を継承することができます。

■積立保険にご加入の場合で、一時的に資金がご入用となったときに、ご契約は有効なまま資金をお貸しする「契約者貸付制度」があります(通常よりも低い利率を適用させていただく場合があります)。

詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。